



町報 かとぶわ

日本一住みよい
1998 第433号
4
門川町

新たな夢に向かって 中学校で卒業式



西門川中学校



門川中学校



門川町長投票日 門川町議会議員選挙は4月12日です

あなたの一票が明日の門川をつくります

投票所をお確かめ下さい

第12投票区投票所の新設にともない、
第2投票所の地区が変更になりました。

★投票場所・投票地区名

投票区	投票所名	地 区 名
第1投票区	門川町役場	五十鈴・上町・本町
第2投票区	門川中学校	東栄町・西栄町
第3投票区	門川保育所	旭町・尾末東・後向・中尾・下納屋・上納屋1・2・3区
第4投票区	草川小学校	加草1・2・3・4・5区
第5投票区	庵川東地区多目的研修会施設	庵川西・庵川東・牧山・谷ノ山
第6投票区	五十鈴小学校	小松・小園・城屋敷・中山
第7投票区	西門川児童館	上井野・大内原
第8投票区	三ヶ瀬多目的集会施設	三ヶ瀬
第9投票区	松瀬地区集落センター	松瀬
第10投票区	平城保育所	平城西・平城東・城ヶ丘
第11投票区	古川公民館	南町1・2区・南ヶ丘
第12投票区	労働者体育センター	宮ヶ原・栄ヶ丘・中村・竹名

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを町政に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするために貴重な「意思表示」です。

これから町政を任せられる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく町政に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。

四月十二日執行の門川町長選挙及び門川町議会議員選挙が一人の棄権者もなく、公正で明るい選挙が実現できますよう、有権者の皆様の御協力をお願い致します。

不在者投票について

次のような、やむを得ない

事情のため、投票当日、投票所へ行くことができない人は、町選挙管理委員会へその旨を申し立て、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書をあわせて提出すれば、投票日前日までに不在者投票をすることができます。

また県選挙管理委員会の指定した病院、施設に入院、あるいは入所している人も、その病院、施設で手続きをすれば前もって投票ができます。

(真にやむを得ない事情とは)投票日に仕事や用件で町外に旅行、または滞在中であつたり、あるいは病気入院、出産予定のために当日投票できれば前もって投票ができます。

(真にやむを得ない事情とは)投票時にかぎらず、日ごろから政治家や候補者などにお祭りの寄付など金品を贈ることはルール違反です。

◎特に長期出張、研修等で県外で働いている方は早目に会員登録のため申込をしてください。

社か選管に御相談下さい。
※郵便による不在者投票
すでに証明書をお持ちの方は、投票日の4日前までに請求できますので、早めに郵便手帳を所持されている方で、それぞの障害が政令に定められている条件に該当する方は、自宅で投票できますが、あらかじめ選管より、郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を所持されている方で、それを政令に定められた条件に該当する方は、自宅で投票できますが、あらかじめ選管より、郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。



贈らない・求めない・受けとらない選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。

政治家や候補者などから祝儀やせんべなど金品を贈ることも禁止されています。

寄付など金品を贈ることも禁止されています。

総合相談事業

国の「ふれあいのまちづくり事業」の指定生活や福祉に関するどんな相談でも受付けます

◆常設相談

日時 毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
(祝祭日を除く)

場所 門川町総合福祉センタ
1(庵川西)
あらゆる相談に対し、常勤相談員が応じます。

◆無料法律相談

日時 每月第3火曜日
午後1時～午後4時
○4月は次のとおりです。
日時 平成10年4月21日(火)

申込み 無料
相談料 予約制とします
内容 土地、建物、登記、遺言、結婚、離婚、金融上のトラブルなど生活にかかる法律上のあらゆる相談、悩みごとに 대해、弁護士が適切にお答えいたします。

条件 原則として町内在住の方に限ります。

国際交流事業参加青年の募集

総務庁では、我が国と世界各国の青年交流を通して、相互理解や友好を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供するため様々な交流事業を開催しています。

今回、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を目指し、国際交流事業の

- (1) 募集する事業
- ① 国際青年育成交流
- ② 日本・中国青年親善交流
- ③ 日本・韓国青年親善交流
- ④ 世界青年の船
- ⑤ 東南アジア青年の船

- (2) 募集期間
- 4月10日(金)まで

●募集団地

団地名	募集戸数	住所	建設年度	構造	間取	家賃
本村	6	門川尾末	S43～S46	簡平	6 4.5 3 K	5,100～10,700
加草	2	加草	S58～S60	中耐	6 6 6 DK	18,900～31,900

- (3) その他
- ① 申込用紙は教育委員会社会教育課にあります。
- ② 問い合わせ
- 教育委員会 社会教育課
63-1140 内線266
- 県女性青少年課
0985-267063

※年齢や語学力等の資格要件がありますので、お問い合わせください。

門川の環境

平成10年度 資源ごみ回収団体を募集



5月末日までに、環境課に「資源ゴミ回収団体」の登録をされた団体のことをいいます。後日、申請によって報奨金を受け取ることができます。

Q4 報奨金を受け取る方法は?

必ず記入してもらつてください。なお、「回収仕切書」は、環境課に置いてあります。

Q3 資源ごみの回収は、年何回すればいいのですか?

※一升瓶、ビール瓶等のケースは除きます。

Q1 資源ゴミ回収とは、どんなことですか?

一般家庭から排出される空き瓶、空き缶などのリサイクルできるものを回収することで、資源ゴミには次のような種類があります。

紙類 （新聞、雑誌、ダンクなど）	鉄くず類 （銅、しんちゅう、アルミなど）
ボール、牛乳パック	（一升瓶、ビール瓶、ジユース瓶など）

Q2 「資源ゴミ回収団体」とは、どのようなものですか?

門川町にお住まいの方で営業を目的としない10名以上の団体であり、平成10年4月

平成10年4月～平成11年1月末日の間に、4回以上資源ゴミ回収を実施し、回収業者に売却してください。その時に、「資源ゴミ回収仕切書」に売却したものの数量及び売却金額、買い取り業者名などを

平成11年1月に環境課から実績報告書が送付され、そこで、「資源ゴミ回収仕切書」を4枚以上添付して、実績報告書をしてください。後日、報奨金をお支払いたします。

くわしいことは、役場環境課（☎63-1140）までおたずねください。

畜犬登録及び狂犬病予防注射について――犬を飼育されている方へ

今年度の畜犬登録及び狂犬病予防注射を、下記の会場にて行いますので犬を飼育されている方は会場まで犬を連れてお越しください。

①登録済の犬の場合

役場からのハガキを持参してください
狂犬病予防注射手数料 2,850円

②登録をしていない犬の場合

会場において登録の受付を行いますので、印鑑を忘れずにお持ちください。

登録手数料 3,000円（生涯1回）	瓶類 （一升瓶、ビール瓶、ジユース瓶など）
狂犬病予防注射手数料 2,850円（年1回）	空き缶（アルミ缶、スチール缶など）
5,850円	

畜犬登録及び狂犬病予防注射日程表

月日	会場	時間
4月6日(月)	松瀬集落センター	9:30～9:40
〃	三ヶ瀬多目的集会施設	10:10～10:40
〃	西門川郵便局隣広場	11:00～11:20
〃	大内原多目的集会施設	11:30～11:40
〃	小松公民館	13:10～13:30
〃	小園公民館	13:40～14:00
〃	城屋敷公民館	14:10～14:30
〃	中山集落センター	14:40～15:00
4月7日(火)	新浜公民館	9:10～9:20
〃	加草集落センター	9:30～10:10
〃	本町児童公園	10:20～10:40
〃	上町公民館	10:50～11:10
〃	谷の山区長宅	13:30～13:40
〃	牧山公民館	14:00～14:10
〃	庵川東多目的研修施設	14:20～14:50
〃	庵川西公民館	15:00～15:40
4月8日(水)	下納屋公民館	9:10～9:30
〃	南町2区公民館	9:40～9:50
〃	平城東集会所	10:00～10:20
〃	平城西県住前公園	10:30～11:10
〃	城ヶ丘公園	11:20～11:50
〃	東栄町公民館	13:10～13:40
〃	西栄町公民館	13:50～14:30
〃	旭町公民館	14:40～14:50
〃	中尾公民館	15:00～15:10
〃	上納屋公民館	15:20～15:40
4月9日(木)	竹名公民館	9:10～9:20
〃	栄ヶ丘公園	9:30～9:50
〃	五十鈴營農集落センター	10:00～10:20
〃	南ヶ丘公民館	10:30～11:00
〃	古川公民館(南町1区)	11:10～11:30
〃	尾末東公園	13:10～13:20
〃	門川漁協横空地	13:30～13:40
〃	中村公民館	13:50～14:10
〃	宮ヶ原公民館	14:20～15:00
4月10日(金)	加草公民館	9:10～9:50
〃	役場車庫前	10:00～10:30

スポーツ安全保険に加入しましょう

平成10年度のスポーツ安全保険の受付が4月より始まります。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動などの際の傷害事故や賠償責任を負う事故を補償します。

心臓マヒなどの突然死に見舞金をお支払いして、グループの人たちが安心して活動できるためつくられた、営利を目的とした互助共済的な補償制度です。

新年度は料金改定になります

平成10年度のスポーツ安全保険の受付が4月より始まります。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動などの際の傷害事故や賠償責任を負う事故を補償します。

心臓マヒなどの突然死に見舞金をお支払いして、グループの人たちが安心して活動できるためつくられた、営利を目的とした互助共済的な補償制度です。

この保険は五人以上のグループで加入できます。みんなで、ぜひ加入しましょう。

加入依頼書に必要事項を記入し、掛金を添えて指定銀行（宮崎銀行）の窓口に出してください。

前年度加入の団体につきましては、4月上旬に発送です。

（注）危険度の高い種目（登山岳登山等）を行う団体は別区分です。

対象となる事故の範囲

グループ活動中と、そのための往復途上の事故。

保険期間

毎年四月一日から翌年三月三十日の間。（申込み受付は三月から翌年の二月二十八日まで）

対象となる事故の範囲

予防接種の変更について

本年度の予防接種について、下記の通り変更がありましたので予防接種を受ける際は気をつけてお受けください。

二種混合について

… 昨年度は各病院の指定日に実施



今年度は夏休み期間（7／21～8／31）のみで、各病院の指定の他の予防接種と同じ接種曜日

※二種混合は、乳幼児では百日咳に罹った人が対象です。それ以外の人は三種混合を受けてください。

※百日咳にかかった人で上記の夏休み期間内で受けられない場合は役場保健婦にご相談ください。

接種病院の変更

… 小島医院が都合により3月14日から休院しましたので、門川町の実施医療機関は3カ所になります。

田中病院、日向病院、白石病院
(接種曜日、受付時間は日程表の通り)

平成10年度 高齢者教室のご案内

高齢者教室で 生きがいみつけてみませんか？

高齢者が生きがいのある、豊かで、心身ともに健康な生活が送れるよう、ふれ合い、学び合いましょう。

対象 … 高齢者 定員 … 50名

期間 … 6月～3月 (月1回 昼開講)

会場 … 中央公民館

西門川児童館

三ヶ瀬多目的施設

申込先 … 社会教育課 (☎63-1140内線266)

生涯学習



基本健康診査のお知らせ

日 時	場 所	受 付 時 間
4月28日(火)	三ヶ瀬集落センター	13:15～14:15
4月30日(木)	上井野公民館	13:15～14:15

対象 40歳以上(血圧、糖尿病等で病院にかかっていない方)

料金 500円 70歳以上は無料

内容 尿検査 血液検査 血圧測定 医師診察
心電図検査(医師が必要と判断した方のみ)

☆健康手帳を持っている方は、結果を記入しますので持ってきてください。

☆血液検査を実施いたしますので昼食をとらずにいらしてください。

子宮がん検診の申込みについて

月 日	受 付 時 間	場 所
5月19日(火)	9:00～10:00	西門川JA横
	14:00～15:00	門川町役場
5月20日(水)	9:00～10:00	庵川西公民館
	14:00～15:00	加草公民館
5月21日(木)	9:00～10:00	門川駅前
	14:00～15:00	門川漁協

4月は各地区ごとに子宮がん検診の申込みを回覧していますので、ご希望の方は申し込んでください。

電話での申込みも受け付けていますのでご利用ください。

対象 30歳以上

料金 900円

見直しましょう あなたの喫煙習慣

“わたしたちは みな

危険にさらされている”

主なたばこ病

能動喫煙の害…がん(肺、喉頭、胃など)、循環器疾患(虚血性心疾患、脳血栓など)、呼吸器疾患(慢性気管支炎など)、消化器疾患(胃・十二指腸潰瘍、歯周病など)、外科手術の予後不良、妊娠・出産への影響(流産、早産、死産など)、骨粗しょう症ほか受動喫煙の害…がん、虚血性心疾患、呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群、低体重兒ほかニコチン依存



喫煙習慣によって引き起こされる病気(たばこ関連疾患=たばこ病)は、何もがんだけではありません。身の回りにあるさまざまな病気も、たばこが原因となっています。しかも、たばこ病は、喫煙者本人だけでなく、家族や同僚など周りの人の健康にも影響を与えます。たばこの煙によって危険にさらされているわたしたち。一人一人が喫煙習慣を見直すことによって、この危険をなくすことができます。

わたしたちの 國 民 年 金

4月は「出納整理期」です

9年度の保険料は24日までに

りましたら、四月末日が期日
ではありますが、できるだけ
ただきますようお願いします。

口座振替が便利です
国民年金保険料の納付は、
便利で確実な口座振替をおす
すめします。



四月は、国民年金保険料の出納整理期と言つて、平成九年度分（昨年の四月から今年の三月分まで）の保険料は、四月中に納めないと、取扱いが地方（市町村役場）から国に移り、現在お持ちの納付書では納めることができなくなります。

九年度分の国民年金保険料で未だ納めていない月分があ

割引きされます

平成十年四月からの保険料月額が、一万二千八〇〇円から一万三千三〇〇円に変ります。付加保険料は月額四〇〇円のままで。

四月には、一年分（平成十一年三月分まで）の保険料を前納することができます。一年分を前納すると、三千八五〇円が割引

されます。保険料を前納される方も納付期限は四月末日となっていますが、できるだけ四月二十四日までに納めたいと思います。また、二年分（平成十二年三月分まで）の保険料を前納することもできます。この場合には、国民年金係にお問い合わせください。

森の中 緑がゆれる 笑ってる

みどりの週間
4月23~29日



ご存じですか 檢察審査会

・検察審査会とは？

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査委員が、いわば一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかつたこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのを主な仕事としています。

して、検察審査会に申し立てがあったとき、審査を始めます。また、検察審査会は、被害者などから申し立てがなくとも、進んで検察官が不起訴とした事件を取り上げて審査することもあります。

なお、この制度ができるから平成6年12月までに検察審査員または補充員に選ばれた人は、実際に約41万人にも達しています。

その結果、起訴をするのが相当であるとの結論に達したときは、起訴の手続きが取られます。

・検察審査員の選び方は？

まず、市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿に基づいて、くじで検察審査員の候補者を選びます。（毎年12月下旬

するべきである（起訴相当）という議決があつた場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴をするのが相当であるとの結論に達したときは、起訴の手続きが取られます。

検察審査員は、この制度の良識を反映させようという目的でできたものですから、検察審査員が法律などの特別の知識を持っている必要はありません。検察審査員に選ばれた人は、自分の良心に従つて正しいと思った判断をすればよいのです。

・審査の結果は？

検察審査会では、11人の検察審査員が出席し、検察審査会を開いて、事件の記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり実地見分をしたりして、検察官の不起訴のよしを慎重に審査します。

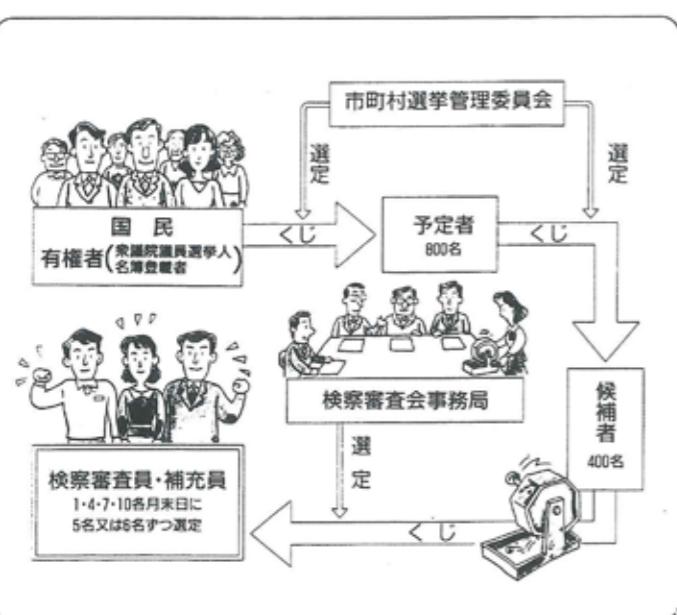
・検察審査員に選ばれたら？

この検察審査会の制度は、検察官の仕事の上に一般国民の良識を反映させようという目的でできたものですから、検察審査員が法律などの特別の知識を持っている必要はありません。検察審査員に選ばれた人は、自分の良心に従つて正しいと思った判断をすればよいのです。

この検察審査会の制度は、検察官の仕事の上に一般国民の良識を反映させようという目的でできたものですから、検察審査員が法律などの特別の知識を持つている必要はありません。検察審査員に選ばれた人は、自分の良心に従つて正しいと思った判断をすればよいのです。



～不起訴には11人の審査の目～



交番
だより



100回記念

- 期間 四月六日(月)から四月十五日(水)までの間
- 重点
 - 交通安全マナーアップと思いやり
 - 1、子供と高齢者の交通事故防止
 - 2、シートベルトの着用の徹底



春の全国交通安全運動の実施

安全で平穏な地域社会を築いていくことは、県民の総意であり、こうした暴走族を一掃し、安全で快適な車社会の実現を図つて行くことも県民の願いあります。暴走族に對しては、警察は組織の總力を挙げて取締り等の活動を行いますが、これには町民の皆さんのが協力がなければ効果をあげることはできません。暴走族をなくす最も基本的なことがあります。

平成9年の県内の交通事故は、発生件数と負傷者数は前年下回ったものの、死者数は過去20年間で最悪となり非常に厳しい状況であります。

県では、このような交通事故の実施日程について、町民の皆様にお知らせいたしますので、相談事項のある方はぜひご利用ください。

少年を犯罪や事故から守ろう！

少年の薬物乱用を防止しましよう

平成九年中の覚せい剤事犯の検挙は、全国的に、一九七二二人で、前年と比べ三〇二人増加しました。本県の覚せ

い剤事犯検挙は、九八人で、前年に比べ七人増加しました。このうち、少年の検挙は、前年と同数の四人で、その内訳は十六歳から十九歳までの男子一人、女子三人となっています。

町内の交通事故

人身	物損
1件	24件

刑法犯

侵入盗犯	自転車盗	車上狙い	器物損壊	同居人盗	詐欺
3件	3件	2件	1件	1件	1件

町内の事件・事故

昨年は、全国的に小中学生等の少年が犯罪の被害者となる事件が増加し、県内においても、登下校時や公園等で遊んでいる児童・生徒に対して、不自然な形で誘いをかける「声かけ事案」が急増しました。門川町内でも数件発生しましたが、四月の新学期も間近なこの時期、少年に対する「声かけ事案」はもとより、交通事故が心配されますので、通学路の安全点検や暗がり点検などを行い、地域ぐるみで少年を犯罪や事故から守りましょう。



暴走族集中取締りの推進
4月～9月

とは、「暴走行為に走る少年を作らない」ことです。そのためには、家庭、学校、職場、地域社会が、それぞれの役割を果たし、「暴走族を許さない」社会環境づくりを進めていくことが何よりも必要です。暴走族を追放するため、地域ぐるみで、暴走行為を「しない」「させない」「見にいかない」と社会環境づくりを進めます。

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

●巡回相談実施日	4月17日(金)	5月15日(金)	6月19日(金)	7月16日(木)	8月21日(金)	9月18日(金)
●相談時間	午前10時30分～				10月12日(木)	11月12日(木)
●実施場所	午後2時30分				12月17日(木)	

